



地域生活支援拠点等 の整備について

障害者施策課作成
令和2年度事業者説明会資料

I

「地域生活支援拠点等」とは

第5期障害福祉計画策定において、各自治体に令和3年度3月末までの設置が必須とされた。

【概要】

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談・体験の機会、体験の場・緊急時の受け入れ・地域の体制、相談など）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

*整備等の手法として、多機能拠点整備型と面的整備型が国から示された。

Ⅱ 「地域生活支援拠点等」の整備にあたって求められる機能

① 相談

- ・地域移行、親もとからの自立等

② 体験の機会・場

- ・一人暮らし、グループホーム等

③ 緊急時の受け入れ・対応

- ・ショートステイの利便性・対応力向上等

④ 専門性

- ・人材の確保、育成、連携等

⑤ 地域の体制づくり

- ・サービス拠点、コーディネーターの配置等

Ⅲ 杉並区における「地域生活支援拠点等」整備の考え方

○面的整備型で検討を進める。

○緊急時を想定した体制の整備を中心に、地域生活支援拠点等の整備を進める。また、5つの視点で不十分な機能について検討し整備を図る。

○地域の実情をみながら段階的に展開していく。

* 検討にあたっては、地域自立支援協議会等を活用する。

IV 杉並区における整備の内容

平成30年度より検討を進め、今年度3月末で当初計画していた内容については整備が終了。

①の相談支援体制の充実を図るために、基幹相談支援センターを区直営で設置し、合わせて区の障害者の相談窓口の見直しを行った。

基幹相談支援センターを設置することで、⑤の地域の体制づくりも行える

③の緊急時の受け入れ・対応については、基幹相談支援センター及びすまいるに緊急時の対応を担うコーディネーターを配置。合わせて緊急ショートステイの場を整備。

*緊急ショートの利用については、事前に緊急時対応計画の作成が必要。計画の中に、日頃からショートステイを利用することなどを盛り込むことによって ②体験の機会にもつながることが期待できる。

④の地域人材の確保・定着については、区立や民間という垣根を超えた横断的、専門的な人材育成の取組を実施していく。

V 地域生活支援拠点イメージ図

在宅・医療生活支援センター
 ・複数の支援機関が関わっている支援が困難な家庭について、専門的指導・助言
 →区の担当部署より相談

障害者施策課

・障害者福祉サービス係；福祉事務所の障害者相談係と障害福祉サービスに関する申請窓口が一緒になった新たな係
 障害福祉サービスの申請及び身体障害者手帳、日常生活用具、補装具、住宅改修、移動支援、日帰りショートステイ等の相談・申請窓口
 手帳を所持している方の援護として行政が行うケースワーク業務
 ・障害者手当・医療係（旧障害者福祉係）
 手当や医療費助成等の申請窓口

他4係は省略

①相談支援体制の強化

⑤地域の体制づくり

移動支援

通所事業所

④専門的人材の確保・養成

・民間事業所と協働した実行委員会にて、体系的な研修の企画及び実施
 ・大学と連携したバスツアーの実施 など

短期入所（GH・施設）

居宅介護支援事業所

②緊急時の受入れ・対応

③体験の機会・場

緊急時に備えて
 ☆特定相談支援事業所やすまいるによる緊急時対応計画の作成
 ☆平常時から定期的に短期入所を利用(体験の機会)しもしもに備える。

緊急ショートステイ
 ・介護者が急な疾患等により不在になった際に5日を限度として利用できる。
 ・緊急時対応計画作成者を対象とし、原則事前登録制とする。

緊急時派遣支援
 介護者が急な疾患等で不在になった際に、支援があれば自宅で過ごせるまたは自宅で過ごすことが安定につながる方にヘルパー等の支援者を派遣する。

1) 基幹相談支援センター (障害者施策課に属する係でウエルファーム杉並に設置)

- ☆特定相談支援事業所・すまいるへの専門的指導・助言
- ☆人材育成・課題整理及び情報発信・虐待防止
- ☆困難ケースへの支援（特定へのバックアップ、OJT的なケース支援）
- ☆地域全体のネットワークの構築及びネットワークが円滑に機能するための定期的なモニタリングの実施
- ☆地域移行・地域定着促進の取組
- ☆緊急時対応計画のとりまとめや緊急時の対応を行う。
 また、各機関と本人をつなぐコーディネート業務を担う。

緊急時の本人対応や地域の関係機関をつなぐ役割

コーディネーター



本人



本人

2) 障害者地域相談支援センター（すまいる3カ所）

- ☆福祉サービスの利用援助
- ☆社会資源を活用するための支援
- ☆障害福祉サービスを利用していない方の緊急時対応計画の作成等コーディネート業務
- ☆管轄地域内の相談支援に係るネットワークの構築
- ☆基幹相談支援センターと連携した地域移行・定着の取組
- ☆ピアの育成、支援

障害福祉サービスを利用していない方はここへ相談

コーディネーター



3) 特定相談支援事業所

- ☆サービス等利用計画作成（緊急時対応プランも盛込む）
- ☆利用者からの随時の相談対応

医療機関

保健センター

グループホーム